# 司法試験&予備試験対策シリーズ C-Book 刑法 II <各論>(改訂新版) 令和5年刑法改正(性犯罪・逃走罪関係)による追補・訂正

\* 刑法Ⅱ <各論 > においては、令和5年刑法改正(性犯罪・逃走罪関係)に対応させる必要がある箇所が極めて多岐にわたります。そのため、同改正に対応させる箇所が多い部分については、これに対応した本文のみを掲載することとしています。

## [目次]

# 改正前

- 3-6 性的自由に対する罪
  - 一はじめに
  - 二 強制わいせつ罪
  - 三 強制性交等罪
  - 四 準強制わいせつ罪・準強制性交等罪
  - 五 監護者わいせつ罪・監護者性交等罪
  - 六 強制わいせつ・強制性交等致死傷罪
  - 7-4-7 強盗·強制性交等罪·同致死罪

# 改正後

- 3-6 性的自由に対する罪
  - 一はじめに
  - 二 不同意わいせつ罪
  - 三 不同意性交等罪
  - 四 監護者わいせつ罪・監護者性交等罪
  - 五 不同意わいせつ・不同意性交等致死傷罪
  - 六 面会要求等罪
  - 7-4-7 強盗・不同意性交等罪・同致死罪

# [27頁:図表【「暴行」概念の整理】]

改正前

# 【「暴行」概念の整理】

論点 暴行概念	暴行の客体	暴行の程度	該当する犯罪類型	
最広義の暴行	人でも物でもよい	一地方の公共の平穏を 害する程度	内乱罪 (77) 騒乱罪 (106) 多衆不解散罪 (107)	
広義の暴行	人、人の体に物理的影響力 を与える限り物でもよい (間接暴行)	各規定が予定する不都 合な状態を現出させ、 又は相手方に不当な作 為・不作為を強要しう る程度	公務執行妨害罪 (95 I) 職務強要罪 (95 II) 加重逃走罪 (98) 逃走援助罪 (100) 特別公務員暴行陵虐罪 (195) 強要罪 (223)	
狭義の暴行	人の身体	不法な有形力の行使	暴行罪 (208)	
最狭義の暴行	Д	被害者の反抗を著しく 困難にする程度 被害者の反抗を抑圧す る程度	強制性交等罪 (177) 強盗罪 (236)	

# 改正後

# 【「暴行」概念の整理】

論点 暴行概念	暴行の客体	暴行の程度	該当する犯罪類型
最広義の暴行	人でも物でもよい	一地方の公共の平穏を 害する程度	内乱罪 (77) 騒乱罪 (106) 多衆不解散罪 (107)
広義の暴行	人、人の体に物理的影響力 を与える限り物でもよい (間接暴行)	各規定が予定する不都 合な状態を現出させ、 又は相手方に不当な作 為・不作為を強要しう る程度	<b>公務執行妨害罪</b> (95 I) 職務強要罪 (95 II) 加重逃走罪 (98) 逃走援助罪 (100) 特別公務員暴行陵虐罪 (195) 強要罪 (223)
狭義の暴行	人の身体	不法な有形力の行使	<b>暴行罪</b> (208) 不同意わいせつ罪 (176 I ①)
最狭義の暴行	人	被害者の反抗を抑圧す る程度	強盗罪 (236)

[34頁:三(同時傷害の特例の諸問題)・1(傷害罪以外の罪への適用の可否)]

改正前

強制性交等致傷罪

改正後

不同意性交等致傷罪

[45頁:3-1(総説)]

改正前

強制わいせつ罪、強制性交等罪

改正後

不同意わいせつ罪、不同意性交等罪

[47頁:図表【脅迫の意義】]

改正前

# 【脅迫の意義】

	意義	該当する犯罪類型
広義	人を畏怖させるに足る害悪の告知をいい、その害 悪の内容・程度は問わない	公務執行妨害罪 (95 I) 恐喝罪 (249) 等
狭義	人を畏怖させるに足る害悪の告知をいい、その内容は、相手方又はその親族の生命、身体、自由、 名誉、財産に対し害悪を加えることに限られる	香 (249) 等 脅 迫 罪 (222) 強 要 罪 (223)
最狭義	相手方の抵抗を著しく困難にする程度の害悪の 告知 相手方の反抗を抑圧するに足りる程度の害悪の 告知	強制わいせつ罪 (176) 強制性交等罪 (177) 強盗罪 (236) 事後強盗罪 (238)

# 改正後

# 【脅迫の意義】

		意義	該当する犯罪類型	
広	盖	人を畏怖させるに足る害悪の告知をいい、その害	公務執行妨害罪(95 I)	
1/4	我	悪の内容・程度は問わない	恐喝罪(249)等	
		人を畏怖させるに足る害悪の告知をいい、その内	脅迫罪 (222)	
狭	義	容は、相手方又はその親族の生命、身体、自由、	強要罪(223)	
		名誉、財産に対し害悪を加えることに限られる	不同意わいせつ罪 (176 I ①)	
트서	最狭義	相手方の反抗を抑圧するに足りる程度の害悪の	強盗罪 (236)	
取分		告知	事後強盗罪 (238)	

[52頁:三(罪数)]

改正前

強制性交等罪

改正後

不同意性交等罪

[55頁:三(営利・わいせつ・結婚・加害目的拐取罪)・4(罪数)]

改正前

また、わいせつ目的で被害者を拐取し、強制わいせつ行為を行った場合、本罪と強制わいせつ罪は牽連犯となる。

# 改正後

また、わいせつ目的で被害者を拐取し、不同意わいせつ行為を行った場合、本罪と不同意わいせつ罪は牽連犯となる。

[60頁~67頁:3-6(性的自由に対する罪)全体]

# 改正後

- 一 はじめに
- 二 不同意わいせつ罪
- 三 不同意性交等罪
- 四 監護者わいせつ罪・監護 者性交等罪
- 五 不同意わいせつ・不同意性交等致死傷罪
- 六 面会要求等罪

#### 学習の指針

この節では、不同意わいせつ罪・不同意性交等罪など、性的自由に対する罪について学習していきます。これらの犯罪類型のうち、不同意わいせつ罪・不同意性交等罪・不同意性交等致死傷罪が特に重要です。また、面会要求等罪(いわゆるグルーミング罪)は、令和5年改正により新たに設けられた犯罪類型です。なお、強盗・不同意性交等罪(241 II)及び同致死罪(241 III)は、強盗の罪の箇所で別途説明します。

# ー はじめに

「わいせつ、不同意性交等及び重婚の罪」は、「性的自由に対する罪」(個人的法益に対する罪)と「性的風俗に対する罪」(社会的法益に対する罪)に大別される。本節では、個人の性的自由を侵害する罪である「性的自由に対する罪」について扱う。

保護法益は、性的自由(性的行為を行うかどうか、誰を相手方として行うかを自由に意 思決定すること)である(通説)。

なお、「性的自由に対する罪」は、全て**非親告罪**とされている。これは、告訴に係る被害者の精神的負担の軽減を図るという趣旨に基づくものである。

#### ニ 不同意わいせつ罪

# 第176条 (不同意わいせつ)

I 次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意

思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、6月以上1 0年以下の懲役に処する。

- ① 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。
- ② 心身の障害を生じさせること又はそれがあること。
- ③ アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。
- ④ 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。
- ⑤ 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。
- ⑥ 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態 に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。
- ⑦ 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。
- ⑧ 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。
- I 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。
- Ⅲ 16歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者(当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。)も、第1項と同様とする。

#### 1 令和5年改正の趣旨

近年における性犯罪をめぐる状況に鑑み、この種の犯罪に適切に対処し、性犯罪に対する処罰を強化するという理由の下、改正刑法 176 条 1 項は、改正前の強制わいせつ罪 (旧 176)・準強制わいせつ罪 (旧 178 I) を「**不同意わいせつ罪**」として規定し直すとともに、その成立要件を大きく改めた。

なお、今般の改正によって、改正前刑法下では処罰できなかった行為が新たに処罰の対象に含まれることになるわけではなく、規定が明確化されることにより、改正前刑法下でも本来であれば処罰されるべき行為が、より的確に処罰されることになるものと解されている。

#### 2 要件

#### (1) 176条の構造

本罪の保護法益は、個人の性的自由(性的行為を行うかどうか、誰を相手方として行うかを自由に意思決定すること)であり、これを侵害するのが性犯罪の本質的な要素である。すなわち、性犯罪の本質的な要素は、「自由な意思決定が困難な状態で行われた性的行為」であることと考えられる。そこで、本罪は、この性犯罪の本質的な要素を「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」(176 I 柱書)という要件をもって文言化した。

次に、被害者が上記の「困難な状態」にあったかどうかの判断をより容易かつ安定的に行いやすくするために、その「困難な状態」の原因となり得る行為や事由について、具体的に例示列挙された(176 I ①~⑧)。

また、不同意わいせつ罪は、**強制類型**(わいせつな行為を強制する類型)と**誤信類型**(行為のわいせつ性や人の同一性を誤信させる類型)に分けられる。強制類型の要件を規定しているのが本条1項であり、誤信類型の要件を規定しているのが本条2項である。

そして、被害者が「16 歳未満の者」である場合について規定しているのが本条3項である。本条3項は、いわゆる**性交同意年齢**について規定するとともに、本罪の主体を制限する年齢差要件を設けている。

以下では、これらについて順に詳しく説明した後、「わいせつな行為」や「婚姻関係の有無にかかわらず」の意義を説明し、最後に故意・わいせつの意図の要否についてみていく。

# (2) 「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて」

この要件は、「自由な意思決定が困難な状態で行われた性的行為」という性犯罪の 本質的な要素が文言化されたものである。

→行為者が原因を作り出す場合(「困難な状態にさせ」る場合)のみならず、既に 存在する原因を利用する場合(「困難な状態……にあることに乗じ」る場合)も 本罪の処罰対象に含まれる

同意しない意思を「**形成**」することが困難な状態とは、性的行為をするかどうかを考えたり、決めたりするきっかけや能力が不足していて、性的行為をしない、したくないという意思を持つこと自体が難しい状態をいう。

ex. 気絶させる場合、眠っていて意識がない場合、精神障害のため性的行為に同意 するかどうかを判断する能力が不足している場合

同意しない意思を「**表明**」することが困難な状態とは、性的行為をしない、したくないという意思を持つことはできたものの、それを外部に表すことが難しい状態をいう。

ex. 口を塞いで身動きできなくする場合、混乱や精神障害などにより意思表明ができない場合、恐怖・驚愕により言葉を発することができない場合(フリーズ状態)

同意しない意思を「**全う**」(実現) することが困難な状態とは、性的行為をしない、 したくないという意思を外部に表すことはできたものの、その意思のとおりになる ことが難しい状態をいう。

ex. 同意しない意思を表明したものの、相手に押さえつけられたり、恐怖などにより抵抗できない場合

#### (3) 強制類型 (I)

強制類型の要件を規定する本条1項は、1号から8号まで、被害者が「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」の原因となり得る行為や事由を列挙している。もっとも、176条1項柱書は、各号に掲げられた原因行為・原因事由に加えて、「その他これらに類する行為又は事由」(176 I 柱書)と定めているため、各号に掲げられた原因行為・原因事由は例示列挙にすぎないと解されている。

→複数の原因行為・原因事由が相まって「困難な状態」の原因となることもあり、

原因行為・原因事由は必ずしも1つに特定される必要はない

(a) 「暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと」(①)

「暴行」とは、**人の身体に向けられた不法な有形力の行使**をいう(狭義の暴行、 暴行罪(208)における「暴行」と同義)。

「**脅迫**」とは、**他人を畏怖させるような害悪の告知**をいう(狭義の脅迫、脅迫罪(222)における「脅迫」と同義)。

(b) 「心身の障害を生じさせること又はそれがあること」(②)

「心身の障害」とは、身体障害、知的障害、発達障害及び精神障害であり、一時的なものを含む。

(c) 「アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること」(③) 「アルコール若しくは薬物」の「摂取」とは、飲酒や、薬物の投与・服用のことをいう。

「それらの影響がある」とは、被害者が第三者によって飲酒させられたり薬物を 摂取させられ、又は自ら飲酒したり薬物を摂取して、それらの影響を受けている場 合をいう。

(d) 「睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること」 (④)

「睡眠」とは、眠っていて意識が失われている状態をいう。

「その他の意識が明瞭でない状態」とは、睡眠以外の原因で意識がはっきりしない状態をいう。

ex. 極度の疲労により意識がもうろうとしている場合

(e) 「同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと」(⑤)

これは、性的行為がされようとしていることに気付いてから、性的行為がされるまでの間に、その性的行為について自由な意思決定をするための時間のゆとりがないことをいう。

ex. すれ違いざまに突然胸部を触る場合

なお、**5号**は、**原因事由のみ**を規定している。原因行為を定めなかったのは、「いとま」を与えないでなされる性的行為は、それ自体が虚をつくものであり、それと切り離した原因行為を観念しにくいからであると考えられている。

(f) 「予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること」(⑥)

これは、予想外の又は予想を超える事態に直面したことから、自分の身に危害が 加わると考え、極度に不安になったり、強く動揺して平静を失った状態(いわゆる フリーズ状態)をいう。

- ex. 性的行為を求められるとは予想していない被害者に対して、2人きりの密室で執拗に性的行為を迫ることで被害者を激しく動揺させる場合
- (g) 「虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること」(⑦)

「虐待」とは、暴力による身体的虐待、親の子に対する性的虐待、ネグレクト、他の兄弟姉妹との間における著しい差別などの心理的虐待、いじめなどをいう。

「虐待に起因する心理的反応」とは、虐待を受けたことによる順応(それを通常

の出来事として受け入れること)や無力感(抵抗しても無駄だと考えること)、虐待を目の当たりにしたことによる恐怖心を抱いている心理状態などをいう。

(h) 「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮 させること又はそれを憂慮していること」(®)

「経済的……関係」とは、金銭その他の財産に関する関係を広く含む。

- ex. 雇用主と従業員、債権者と債務者、重要な取引先と取引関係にある者 「社会的関係」とは、家庭・会社・学校といった社会生活における関係を広く含む。
  - ex. 兄弟姉妹、上司と部下、先輩と後輩、教師と学生、コーチと教え子、介護施 設職員と入所者

「不利益を憂慮」とは、自らやその親族等に不利益が及ぶことを不安に思うことをいう。客観的に憂慮すべき不利益があったかどうかではなく、被害者本人が主観的に不利益を想起して憂慮することである。

ex. 相手の要求に応じなければ解雇・降格させられてしまうのではないかと不 安に思う場合

#### (4) 誤信類型(Ⅱ)

本条2項は、**誤信類型**(行為のわいせつ性や人の同一性を誤信させる類型)の要件を規定している。すなわち、「行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした」(176 II)場合には、当然に「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」であったものとみなされ、不同意わいせつ罪が成立する。

誤信類型は、強制類型の場合と異なり例示列挙ではなく、行為のわいせつ性や人の同一性を誤信させる類型に限り処罰の対象となる(**限定列挙**)。

: 性的行為を行う際の錯誤には多様なものがあるので、強制類型と同視しうる 程度に錯誤によって性的行為に対する自由な意思決定が妨げられたといえる場合に限り、処罰の対象とすべきである

「行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ」る場合としては、例えば、真実 はわいせつな行為であるのに、医療行為であると誤信させる場合などがこれに当た る。

「行為をする者について人違いをさせ」る場合としては、例えば、真実は配偶者とは別の人物であるのに、暗闇の中で行為者を配偶者と勘違いさせる場合などがこれに当たる。一方、人の同一性を正しく認識しているが、その属性(職業、資格の有無、既婚・未婚の別、財産状態など)に関する誤信をしているにすぎない場合には、「人違い」には当たらない。例えば、真実は無職であるのにIT企業の社長であると誤信した場合や、真実は既婚者であるのに未婚者であると誤信した場合などは、「人違い」には当たらない。

→「金銭を提供するから」「契約を結んであげるから」「試験に合格させてあげるから」などと偽る場合(いわゆる利益供与型)であっても、いずれも限定列挙である2類型(行為のわいせつ性・人の同一性の誤信)に当たらない以上、本罪は成

立しない

#### (5) 性交同意年齢(Ⅲ)

- (a) 被害者が「16 歳未満の者」である場合、原則として、わいせつな行為をしたことのみをもって本罪が成立する。
  - →176 条 1 項各号の原因行為・原因事由の有無や、被害者が「同意しない意思を 形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」にあったかどうかを問わ ない

したがって、行為者がわいせつな行為をすることについて、16 歳未満の被害者 があらかじめ同意していた場合であっても、犯罪の成否に影響はなく、原則として、 行為者には不同意わいせつ罪が成立する。

このように、刑法は、「16歳未満の者」について、その性的行為に関する同意能力を否定している(性交同意年齢を満 16歳としている)。

- :: 「16 歳未満の者」には、性的行為に関する自由な意思決定の前提となる能力が十分に備わっているとはいえない
- (b) もっとも、本条3項かっこ書は、「16歳未満」の被害者が「13歳以上」である場合には、本罪の主体を被害者より「5年以上」年長の者に制限し、いわゆる年齢差要件を設けている。
  - →20 歳の甲が 14 歳の乙に対してわいせつな行為を行った場合には年齢差要件を満たすので、176条3項が適用され、甲には不同意わいせつ罪が成立する一方、仮に甲が 18 歳であれば年齢差要件を満たさないので、176条3項は適用されない(別途、176条1項所定の要件を満たす場合に限り、甲に不同意わいせつ罪が成立する)
  - 13 歳未満の被害者については、そもそも「行為の性的意味を認識する能力」が 十分に備わっていない以上、およそ性的行為に関する同意能力が否定され、**絶対的** な保護の対象となる。
  - 一方、13 歳以上 16 歳未満の被害者については、「行為の性的意味を認識する能力」はそれなりに備わっているものの、一定の年齢差以上の者との関係においては、「その行為が自分に与える影響について自律的に考えて理解したり、その結果に基づいて相手に対処する能力」はなお十分に備わっているとはいえない(すなわち、相手との関係が対等でなければ、性的行為に関する自由な意思決定の前提となる能力に欠ける)。そして、本罪の主体が13歳以上16歳未満の被害者よりも「5年以上」年長であれば、対等な関係は絶対にあり得ないと考えられる。そこで、本条3項は、「5年以上」の年長者によるわいせつな行為を一律に処罰の対象とした。
    - →本罪の主体が 13 歳以上 16 歳未満の被害者よりも5年未満の年長にとどまる 場合(18歳の甲が14歳の乙に対してわいせつな行為を行った場合など)には、 単に176条3項が適用されないというだけであり、別途、176条1項所定の要 件を満たす場合には、不同意わいせつ罪が成立する

# (6) 「わいせつな行為」

「わいせつな行為」とは、本人の性的羞恥心の対象となるような行為をいう。

→「わいせつな行為」に当たるかどうかは、被害者本人の具体的な感受性を基準と

するのではなく、一般的基準によって判断される

なお、「わいせつ」の要件は、公然わいせつ罪(174)やわいせつ物頒布等罪(175)においても用いられているが、これらの罪は社会の健全な性的風俗を保護法益とする社会的法益に対する罪であるのに対し、不同意わいせつ罪は個人の性的自由という個人的法益を直接侵害する罪であるので、不同意わいせつ罪の「わいせつ」概念は前者の「わいせつ」概念よりも広く捉えられる。したがって、例えば、相手の意思に反してキスをする行為は、公然わいせつ罪の「わいせつな行為」には該当しない一方、不同意わいせつ罪の「わいせつな行為」には該当しない一方、不同意わいせつ罪の「わいせつな行為」には該当すると解されている。

# (7) 「婚姻関係の有無にかかわらず」

令和5年改正前においても、行為者と相手方との間に婚姻関係があるかどうかは 性犯罪の成立に影響しないものと解する見解が一般的であったが、このような理解 は条文上明らかにされておらず、学説の一部には、配偶者間の性犯罪の成立を限定的 に解する見解もあった。

そこで、令和5年改正により、「婚姻関係の有無にかかわらず」との文言が明記され、配偶者間(夫婦間)においても本罪が成立することが規定上明確化されたことにより、解釈上の疑義が払拭されるに至った。

#### (8) 故意・わいせつの意図の要否

#### (a) 故意

本罪の故意が認められるためには、①原因行為・原因事由(176 I ①~⑧)、②「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」(176 I 柱書)、③「わいせつな行為」(176 I 柱書)の認識・認容が必要である。ここでは、これらの評価を基礎づける事実の認識(意味の認識)があれば足りる。

→被害者が同意をしているものと軽信してわいせつな行為に及んだ場合であっても、その行為者が上記②「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」にあることについて認識・認容していれば、故意が認められる

次に、被害者の年齢及び行為者との年齢差も、本罪の故意における認識の対象である。したがって、被害者が「16歳未満の者」である場合、行為時に被害者が16歳未満の者であることの認識が必要となる。

→被害者が 16 歳未満の者であるにもかかわらず、16 歳以上の者と誤信し、行為者がその者の同意に基づいてわいせつな行為をしたときは、事実の錯誤として故意が阻却される

また、被害者が 13 歳以上 16 歳未満である場合、行為時に**被害者との間で「5年以上」の年齢差があることの認識**が必要となる。

→被害者との間で「5年以上」の年齢差があるにもかかわらず、それがないと誤信し、行為者がその者の同意に基づいてわいせつな行為をしたときは、事実の 錯誤として故意が阻却される

# (b) わいせつの意図の要否

本罪の成立のために主観的違法要素として**わいせつの意図**(自己の性欲を刺激 興奮させ、又は満足させる性的意図)が必要かどうかについて、かつての判例(最 判昭 45. 1. 29/百選Ⅱ [第 7 版] [14]) は必要説の立場に立っていたが、判例(最大判平 29. 11. 29/百選Ⅱ [第 8 版] [14]) は、明示的な判例変更を行い、**不要説**の立場に立つに至った。

# 判例 最大判平 29.11.29/百選Ⅱ [第8版] [14]

事案: 甲は、インターネットを通じて知り合った第三者から、金銭を借用する条件として女児に対するわいせつ行為を撮影した画像データを送信するよう要求されたため、当時7歳であったAに対し、Aが13歳未満であることを知りながら、自身の陰茎を触らせる等の行為に及んだ。甲は、自己の性欲を刺激興奮させ、満足させる性的意図はなく、金銭目的で上記行為に及んだため、強制わいせつ罪[注:不同意わいせつ罪]は成立しない旨主張して争った。

決旨: 「今日では、強制わいせつ罪の成立要件の解釈をするに当たっては、被害者の受けた性的な被害の有無やその内容、程度にこそ目を向けるべきであって、行為者の性的意図を同罪の成立要件とする昭和45年判例の解釈は、……もはや維持し難い」。

もっとも、「刑法 176 条にいうわいせつな行為と評価されるべき行為の中には、強姦罪 [注: 不同意性交等罪] に連なる行為のように、行為そのものが持つ性的性質が明確で、当該行為が行われた際の具体的状況等如何にかかわらず当然に性的な意味があると認められるため、直ちにわいせつな行為と評価できる行為がある一方、行為そのものが持つ性的性質が不明確で、当該行為が行われた際の具体的状況等をも考慮に入れなければ当該行為に性的な意味があるかどうかが評価し難いような行為もある。その上、同条の法定刑の重さに照らすと、性的な意味を帯びているとみられる行為の全てが同条にいうわいせつな行為として処罰に値すると評価すべきものではない。そして、いかなる行為に性的な意味があり、同条による処罰に値する行為とみるべきかは、規範的評価として、その時代の性的な被害に係る犯罪に対する社会の一般的な受け止め方を考慮しつつ客観的に判断されるべき事柄であると考えられる」。

そうすると、「刑法 176 条にいうわいせつな行為に当たるか否かの判断を行うためには、行為そのものが持つ性的性質の有無及び程度を十分に踏まえた上で、事案によっては、当該行為が行われた際の具体的状況等の諸般の事情をも総合考慮し、社会通念に照らし、その行為に性的な意味があるといえるか否かや、その性的な意味合いの強さを個別事案に応じた具体的事実関係に基づいて判断せざるを得ないことになる。したがって、そのような個別具体的な事情の一つとして、行為者の目的等の主観的事情を判断要素として考慮すべき場合があり得ることは否定し難い。しかし、そのような場合があるとしても、故意以外の行為者の性的意図を一律に強制わいせつ罪の成立要件とすることは相当でなく、昭和 45 年判例の解釈は変更されるべきである」。

本件についてみると、甲の行為は、その行為そのものが持つ性的性質が明確な行為であるから、 その他の事情を考慮するまでもなく、性的な意味の強い行為として、客観的にわいせつな行為で あることが明らかであり、甲には強制わいせつ罪が成立する。

この判例の立場に従うと、その行為そのものが持つ性的性質が明確な行為の場合には、当該行為が行われた際の具体的状況や行為者の主観を問わず、当然にわいせつ行為と評価される。これに対し、その行為そのものが持つ性的性質が不明確な行為の場合(16 歳未満の者や要介護者を入浴させる行為や着替えをさせる行為など)には、「当該行為が行われた際の具体的状況等の諸般の事情をも総合考慮し、

社会通念に照らし、その行為に性的な意味があるといえるか否か」を判断することになり、その際には行為者の目的等の主観的事情も考慮することもあり得る。

#### 3 未遂

本罪は、わいせつな行為が行われることにより既遂となる。また、未遂犯(180)も 処罰される。本罪の実行の着手時期については、次のように解される。

まず、「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ」 る場合には、その手段としての176条1項各号の原因行為(又はそれらに類する行為) のいずれかが開始された時点で実行の着手が認められうる。

→ただし、5号の「同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと」は「事由」であって「行為」ではないので、この場合にはわいせつな行為が開始された時点で実行の着手が認められる

次に、「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが**困難な状態……にあることに乗じ」る場合**には、**わいせつな行為が開始された時点**で実行の着手が認められる。

#### 4 罪数

16 歳未満の者に対し、176 条1項又は2項の要件を満たす形でわいせつな行為をした場合、176条の各項の区別なく176条に該当する一罪が成立する(最決昭44.7.25)。

不同意わいせつ罪が同時に公然わいせつ罪(174)の要件を満たす場合には、既に述べたとおり、両者の保護法益は異なるので、不同意わいせつ罪と公然わいせつ罪の**観念的競合**となる(大判明 43.11.17)。

#### 三 不同意性交等罪

## 第177条 (不同意性交等)

- I 前条第1項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、 同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその 状態にあることに乗じて、性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一 部(陰茎を除く。)若しくは物を挿入する行為であってわいせつなもの(以下この条及 び第179条第2項において「性交等」という。)をした者は、婚姻関係の有無にかか わらず、5年以上の有期懲役に処する。
- Ⅱ 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、前項と同様とする。
- Ⅲ 16歳未満の者に対し、性交等をした者(当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。)も、第1項と同様とする。

#### 1 はじめに

本罪における「性交等」は、不同意わいせつ罪における「わいせつな行為」の一態様にほかならないところ、刑法は、「わいせつな行為」のうち「性交等」を本条により特

に重く処罰している。そのため、**不同意性交等罪は、不同意わいせつ罪の加重・特別類型**と解されており、本罪が成立する場合には、法条競合により不同意わいせつ罪の規定の適用が排除される。

不同意性交等罪の構造は、不同意わいせつ罪の構造と同じである。そのため、「性交等」の要件を除き、不同意わいせつ罪において説明した内容が不同意性交等罪においても同様に妥当する。

以下では、「性交等」の要件について説明する。

#### 2 「性交等」

「**性交等**」とは、①性交、②肛門性交、③口腔性交、④「膣若しくは肛門に身体の一部(陰茎を除く。)若しくは物を挿入する行為であってわいせつなもの」をいう。

上記④は、令和5年改正により新たに「性交等」に含めることとされた態様である。 なお、法文上「わいせつなもの」に限定されているが、これは、医療行為や介護の際に 行われる行為であって「わいせつなもの」とはいえない行為(薬や生理用品を挿入する 場合など)を除外する趣旨である。

→「口腔」に身体の一部や物を挿入するわいせつな行為や、行為者が被害者をして行 為者自身の膣・肛門に身体の一部や物を挿入「させる」わいせつな行為は、いずれ も上記④に含まれない以上、不同意性交等罪は成立しないが、別途、不同意わいせ つ罪が成立しうる

#### 3 未遂

- (1) 本罪は、性交等が行われることにより既遂となる。また、不同意わいせつ罪と同様、 未遂犯 (180) も処罰される。実行の着手がどの時点で認められるかについては、不 同意わいせつ罪において説明したことがそのまま当てはまる。
- (2) 176条1項各号の原因行為(又はそれらに類する行為)が行われるにとどまった場合において、その行為者に不同意わいせつ罪の未遂犯が成立するか、不同意性交等罪の未遂犯が成立するかは、その行為者の目的(わいせつな行為を行う目的であったのか、それとも性交等に及ぶ目的であったのか)により区別される。

また、わいせつな行為が行われた場合において、その行為者に不同意わいせつ罪の 既遂犯が成立するか、不同意性交等罪の未遂犯が成立するかについても、その行為者 の目的により区別される。

#### 4 罪数

16 歳未満の者に対し、177 条1項又は2項の要件を満たす形で性交等の行為をした場合、177 条の各項の区別なく 177 条に該当する一罪が成立する(最決昭 44.7.25 参照)。

同一の被害者に対して、同一の機会に不同意わいせつ行為を行い、更に不同意性交等を行った場合には、不同意性交等罪の包括一罪となる。

同一の場所において、数人に対して不同意性交等を行った場合には、それぞれの被害者との関係で複数の不同意性交等罪が成立し、併合罪として処断される。

## 四 監護者わいせつ罪・監護者性交等罪

# 第179条 (監護者わいせつ及び監護者性交等)

- I 18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、第176条第1項<不同意わいせつ>の例による。
- Ⅱ 18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、第177条第1項<不同意性交等>の例による。

## 1 はじめに

本罪は、子の親などの監護者がその地位や関係性を利用して性的行為に及んだ場合のように、同意がおよそ問題とならない状況下にあったと捉えられる場合を類型化したものであり、たとえ被害者に対する暴行又は脅迫等の事実が認められなくても、不同意わいせつ罪や不同意性交等罪と同等の悪質性・当罰性が認められることから、これを重く処罰するものである。保護法益は、18歳未満の者の性的自由である。

→本罪は、不同意わいせつ罪や不同意性交等罪では処罰できない行為を捕捉する類型であるため、不同意わいせつ罪や不同意性交等罪が成立する場合には、本罪は成立しない

#### 2 要件

本罪の適用に当たっては、176条1項各号の原因行為・原因事由の有無や、被害者が「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」にあったかどうかを問わない。

#### (1) 「18 歳未満の者」

本罪の客体は「18歳未満の者」である。

→被害者が 16 歳未満の者であるときは、本罪に関する 179 条ではなく、16 歳未満の者に対する不同意わいせつ罪に関する 176 条 3 項、又は 16 歳未満の者に対する不同意性交等罪に関する 177 条 3 項が適用される

#### (2) 「現に監護する者」

「現に監護する者」とは、事実上、現に 18 歳未満の者を監督・保護する関係にあることをいう。民法 820 条の「監護」と同様の意味であるが、法律上の監護権の存否を問わない。もっとも、親子関係と同視し得る程度に、居住場所、生活費用、人格形成等の生活全般にわたって、依存・被依存又は保護・被保護の関係が認められ、かつ、その関係性に継続性が認められることが求められる。

- ex. 実親、養親、児童養護施設の職員(ただし、個別具体的な事案による)
- →法律上の監護権を有する者であっても、実際に監護しているという実態がなければ「現に監護する者」に当たらないこともありうる

### (3) 「影響力があることに乗じて」

「影響力」とは、監護者が被監護者の生活全般にわたって、経済的・精神的観点から、現に被監護者を監督し、保護することにより生じる影響力のことをいう。

「**乗じて**」とは、影響力を及ぼしている状態において行為を行うことをいう。影響力があることを明示して積極的にこれを利用することまでは必要ではない。

→ただし、行為者が監護者であることを相手方に認識させなかった場合(行為者が

覆面をして犯行に及んだ場合など)には、「影響力があることに乗じて」に当た らない

#### 3 未遂

本罪は未遂犯(180)も処罰される。

実行の着手時期は、わいせつ行為又は性交等の行為が開始された時点である。

#### 五 不同意わいせつ・不同意性交等致死傷罪

### 第181条 (不同意わいせつ等致死傷)

- I 第176条<不同意わいせつ>、若しくは第179条第1項<監護者わいせつ>の 罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は3年以上の 懲役に処する。
- 第177条<不同意性交等>、若しくは第179条第2項<監護者性交等>の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は6年以上の懲役に処する。

#### 1 はじめに

本罪は、不同意わいせつ罪 (176)・不同意性交等罪 (177)、監護者わいせつ罪 (179 II)・監護者性交等罪 (179 II) を基本犯とする結果的加重犯である。保護法益は、個人の性的自由及び人の生命・身体である。

→「これらの罪の未遂罪を犯し」との文言から、基本**犯が未遂罪にとどまる場合であっても、死傷結果が生じれば本罪の既遂犯が成立する** 

#### 2 「よって人を死傷させた」

死傷結果は、わいせつな行為・不同意性交等の各行為から生じた場合のほか、手段としての暴行・脅迫から生じた場合であっても、本罪が成立する(最決昭 43.9.17)。さらに、判例(最決昭 46.9.22)は、不同意性交の被害者が逃走の際に転倒して傷害を負った場合には、不同意性交等致傷罪が成立するとしており、基本犯に随伴する行為から死傷結果が発生した場合においても、本罪の成立を認めるという立場に立っている。

→もっとも、被害者がショックのあまりに自殺した場合には、被害者の自律的な意思 決定に基づく行為が介在しているので、本罪は成立しないと一般に解されている

#### 判例 最決平 20.1.22/百選Ⅱ [第8版] [15]

事案: 甲は、熟睡して意識を失っている状態にあるAにわいせつ行為をしたところ、目を覚ましたAにTシャツをつかまれたため、その場から逃走しようとしてAに暴行を加えて、Aに傷害を負わせた。

決旨: 「甲は、Aが覚せいし、甲のTシャツをつかむなどしたことによって、わいせつな行為を行う 意思を喪失した後に、その場から逃走するため、Aに対して暴行を加えたものであるが、甲のこ のような暴行は、……わいせつ行為に随伴するものといえるから、これによって生じた上記Aの 傷害について強制わいせつ致傷罪 [注:不同意わいせつ致傷罪] が成立する」。 評釈: 判例の立場では広く本罪の成立を認めることになるので、少なくとも基本犯と時間的・場所的 に接着してなされた行為から死傷結果が発生することが必要であると解されている。

#### 3 死傷結果について故意がある場合

判例(最判昭 31.10.25) は、殺人の故意がある場合について、本罪と殺人罪の観念的競合となる旨判示している。判例の結論に対しては、死の結果を二重に評価するものであり妥当でないとの批判がなされているが、仮に本罪のみが成立すると解すると、刑の上限が死刑ではなく無期懲役である点で不都合であるし、不同意わいせつ罪・不同意性交等罪と殺人罪の観念的競合と解すると、刑の下限がかえって低くなり刑の均衡を失する以上、判例の立場によるほかないと解されている。

他方、**傷害の故意がある場合**について、判例はないが、一般的に**本罪のみ**が成立する と解されている。

: 不同意わいせつ罪・不同意性交等罪と傷害罪の観念的競合とすると、傷害の故意 がない場合である本罪よりも刑がかえって軽くなり刑の均衡を失する

#### 六 面会要求等罪

# 第182条 (16歳未満の者に対する面会要求等)

- I わいせつの目的で、16歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者(当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。)は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
  - ① 威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること。
  - ② 拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること。
  - ③ 金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求する こと。
- Ⅲ 前項の罪を犯し、よってわいせつの目的で当該16歳未満の者と面会をした者は、 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- Ⅲ 16歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為(第2号に掲げる行為については、当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る。)を要求した者(当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。)は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
  - ① 性交、肛門性交又は口腔性交をする姿態をとってその映像を送信すること。
  - ② 前号に掲げるもののほか、膣又は肛門に身体の一部(陰茎を除く。)又は物を挿入し又は挿入される姿態、性的な部位(性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、 臀部又は胸部をいう。以下この号において同じ。)を触り又は触られる姿態、性的な部位を露出した姿態その他の姿態をとってその映像を送信すること。

#### 1 令和5年改正の趣旨

16 歳未満の者は、性的行為に関する自由な意思決定の前提となる能力が十分に備わっていないため、性犯罪の被害に遭う危険性が高い。そこで、16 歳未満の者が性被害に遭うのを防止するため、実際の性犯罪に至る前の段階であっても、「性被害に遭う危険性のない保護された状態」(性的保護状態)を侵害する危険を生じさせたり、これを現に侵害する行為を新たに処罰することとされた。

#### 2 保護法益

16 歳未満の者の**性被害に遭う危険性のない保護された状態**(**性的保護状態**)である。 →究極的には 16 歳未満の者の性的自由を保護するものと解される

## 3 要件

#### (1) 客体

16歳未満の者である。

また、13歳以上 16歳未満の者に対する行為については、行為者が「5年以上」年長の者である場合に限られる(年齢差要件。Ⅰ柱書かっこ書、Ⅲ柱書かっこ書)。

∵ 目的とされた行為が犯罪とならない(176Ⅲかっこ書、177Ⅲかっこ書参照)の
に、その前段階の働きかけ行為が犯罪となるという矛盾を回避するため

#### (2) 行為熊様

一般に、**対面型**(対面での面会を目的として行われる類型)と**遠隔型**(性的な姿態の映像を送信させる類型)に区別される。

#### (a) 対面型

本条1項(面会要求罪)及び2項(面会罪)の行為態様が対面型とされる。いずれも「わいせつの目的」を要する目的犯である。

面会要求罪(I)は、単なる要求行為を処罰の対象とするのではなく、面会するかどうかの判断を一般的・類型的にゆがめるような不当な手段(威迫・偽計、反復、利益供与など。I①~③参照)を用いて面会を要求する行為を処罰の対象としている。面会要求罪は、性的保護状態に対する抽象的危険犯である。

面会罪(Ⅱ)は、面会の要求行為の結果、行為者と対象者が実際に「面会」(物理的な直接の対面)した場合に成立する。面会罪は、性的保護状態を現に侵害する 侵害犯であり、面会要求罪よりも重く処罰される。

#### (b) 遠隔型

本条3項(映像送信要求罪)の行為熊様が遠隔型とされる。

映像送信要求罪(Ⅲ)は、性交等をする姿態(Ⅲ①)、性的な部位を露出した姿態など(Ⅲ②)をとってその写真や動画を送るよう要求する行為を処罰の対象としている。2号については、「当該行為をさせることがわいせつなものであるもの」に限られる(Ⅲ柱書かっこ書)。映像送信要求罪は、性的保護状態に対する抽象的危険犯とされる(わいせつな行為を行うことを要求している以上、その限りで性的保護状態を現に侵害していると解する見解もある)。

# 4 他罪との関係

面会要求罪(I)及び面会罪(II)の行為の結果として、実際にわいせつな行為や不同意性交等に及んだ場合には、不同意わいせつ罪や不同意性交等罪が成立し得る。また、

映像送信要求罪(Ⅲ)の行為の結果として、実際にそれらの映像を送信させた場合には、 不同意わいせつ罪が成立し得る。

この場合において、面会要求等罪も同時に成立し、牽連犯として処断されるか、それ とも不同意わいせつ罪や不同意性交等罪に吸収されるかについては争いがある。

面会要求等罪は不同意わいせつ罪や不同意性交等罪の予備罪ではなく、性的保護状態という独立の保護法益の侵害ないし危険が認められる以上、不同意わいせつ罪や不同意性交等罪に吸収されず、牽連犯となると解する見解もある。一方、面会要求等罪も究極的には16歳未満の者の性的自由を保護するものであり、不同意わいせつ罪や不同意性交等罪の一種の予備罪としての性格を踏まえれば、これらの罰条のみにより評価され、面会要求等罪はこれに吸収されると解することになる(法条競合のうちの吸収関係)。

## [72頁:三(罪数)]

改正前

強制性交等罪

改正後

不同意性交等罪

#### [74頁:短答式試験の過去問を解いてみよう]

# 改正前

- 6 ……途中でA女を強制性交しようと考え、……
- 7 甲は、強制わいせつの目的を隠し、……「司R4-5]

# 改正後

- 6 ……途中でA女を不同意性交しようと考え、……
- 7 甲は、不同意わいせつの目的を隠し、…… [司R4-5改]

# [76頁:短答式試験の過去問を解いてみよう]

#### 改正前

- 21 強制わいせつ罪は、告訴がなくても公訴を提起することができる。[予R元-12]
- 強制わいせつ罪(176)は、非親告罪である。

# 改正後

- 21 不同意わいせつ罪は、告訴がなくても公訴を提起することができる。[予R元-12 改]
- 不同意わいせつ罪(176)は、非親告罪である。

#### [77頁:短答式試験の過去問を解いてみよう]

#### 改正前

- × 判例(最大判平 29.11.29/百選Ⅱ[第8版][14])は、強制わいせつ罪の成立のために、主観的違法要素としてわいせつの意図ないし傾向は不要と解しているから、……
- 23 強制性交等罪については、女性も男性も、その行為の主体となり得るし、客体ともなり

得る。[予R元-12]

- 強制性交等罪(177)の主体及び客体は、男女双方が含まれる。
- 本肢における甲の行為は、強制性交等罪(177前段)の構成要件を満たさない以上、同 罪は成立しない。
- 25 ……この場合、甲には強制性交等未遂罪が成立する。[司H29-17=予H29-9改]
- × ……強制性交に至る客観的な危険性が明らかに認められるとはいえず、実行の着手は 認められないから、甲に強制性交等未遂罪(180、177前段)は成立しない(最決昭 45.7.28 /百選 I [第8版][62]参照)。
- 26 強制性交の意思をもって暴行又は脅迫を用いて被害者を抗拒不能にさせた後、その状態に乗じて性交をした場合には、準強制性交等罪ではなく、強制性交等罪が成立する。[予 R元-12]

# 改正後

- 22 ……この場合、甲に不同意わいせつ罪が成立することはない。 [司R4-2=予R4-6改]
- × 判例(最大判平 29.11.29/百選Ⅱ[第8版][14])は、不同意わいせつ罪の成立のため に、主観的違法要素としてわいせつの意図は不要と解しているから、……
- 23 不同意性交等罪については、女性も男性も、その行為の主体となり得るし、客体ともなり得る。[予R元-12改]
- 不同意性交等罪について規定する 177 条 1 項は、その主体を「性交等」をした「者」としており、その客体についても特に限定していないため、同罪の主体及び客体は、男女双方ともに含まれる。
- 24 20 歳の甲は、18 歳のV女を14 歳であると誤信したまま、同女と性交した。甲には不同 意性交等既遂罪は成立しない。[予H24-11 改]
- 本肢における甲の行為は、不同意性交等罪(177 I、同Ⅲ)の客観的構成要件を満たさない以上、同罪は成立しない。
- 25 ……この場合、甲には不同意性交等未遂罪が成立する。[司H29-17=予H29-9改]
- × ……176条1項各号の原因行為・原因事由のいずれも認められないから、甲に不同意性 交等未遂罪(180、177 I) は成立しない。

削除(26 ……)

#### [78頁:短答式試験の過去問を解いてみよう]

#### 改正前

- 27 甲は、強制性交するために反抗を著しく困難にする程度の暴行をV女に加えたところ、 その暴行により同女が脳震とうを起こして失神した。甲は失神した同女を性交した。甲に は準強制性交等既遂罪が成立する。[予H24-11 改]
- 28 第三者の暴行・脅迫によって女子が「抗拒不能」の状態に陥っているのを利用して、同人を性交した場合、準強制性交等罪(刑法第178条第2項)が成立する。[司H27-8=

予H27-6改]

- 29 準強制わいせつ罪 (刑法第 178 条第 1 項) の「心神喪失」とは、責任能力における心神 喪失と同義である。[司H27-8=予H27-6]
- 31 女子を強制性交する目的で暴行を加えたところ、その暴行によって同人が死亡したため、性交するに至らなかった場合、強制性交等致死罪 (刑法第 181 条第 2 項) が成立する。 [司H27-8=PH27-6 改]
- 強制性交等罪が未遂罪にとどまる場合であっても、死亡結果が生じれば、強制性交等致 死罪(181 II)が成立する。
- 32 甲は、V女に暴行を加えてその反抗を著しく困難にさせた上で性交しようと思い、同女の顔面を1回殴ったところ、同女に逃げられ、性交することはできなかったが、前記殴打行為により同女に全治約1か月間を要する鼻骨骨折の傷害を負わせた。甲には強制性交等未遂罪と傷害罪が成立し、両罪は観念的競合となる。[予H24-11 改]
- × 本肢の甲について、強制性交等罪は未遂にとどまっているが、強制性交の手段としての 殴打行為によってV女に傷害を負わせているから、強制性交等致傷罪(181Ⅱ)が成立す る。

# 改正後

削除 (27 ……)

削除 (28 ……)

削除 (29 ……)

- 31 女子を不同意性交する目的で暴行を加えたところ、その暴行によって同人が死亡した ため、性交するに至らなかった場合、不同意性交等致死罪(刑法第 181 条第 2 項)が成立 する。 [司H27-8= PH27-6 改]
- 不同意性交等罪が未遂罪にとどまる場合であっても、死亡結果が生じれば、不同意性交 等致死罪(181 II)が成立する。
- 32 甲は、V女に強度の暴行を加えて性交しようと思い、同女の顔面を1回殴ったところ、 同女に逃げられ、性交することはできなかったが、前記殴打行為により同女に全治約1か 月間を要する鼻骨骨折の傷害を負わせた。甲には不同意性交等未遂罪と傷害罪が成立し、 両罪は観念的競合となる。[予H24-11 改]
- × 本肢の甲について、不同意性交等罪は未遂にとどまっているが、不同意性交の手段としての殴打行為によってV女に傷害を負わせているから、不同意性交等致傷罪(181Ⅱ)が成立する。

#### [79頁:短答式試験の過去問を解いてみよう]

# 改正前

- 33 ……この場合、甲に準強制わいせつ致傷罪は成立せず、準強制わいせつ罪と傷害罪が成立するにとどまる。[司R4-2= $\Re$ R4-6]
- × 判例(最決平20.1.22/百選II[第8版][15])は、本肢と同様の事案において、甲のかかる暴行は、準強制わいせつ行為に随伴するものといえるから、これによって生じた乙の傷害について強制わいせつ致傷罪(181 I)が成立するとしている。
- 34 甲は、強制性交するため、殺意をもってV女に強度の暴行を加え、同女の反抗を抑圧し

た上で同女を性交し、同暴行により、同女を死亡させた。甲には強制性交等致死罪のみが成立する。[予H24-11 改]

× 本肢のように、殺人の故意がある場合には、強制性交等罪と殺人罪(199)が成立し、 両罪は観念的競合となる(最判昭 31.10.25)。

# 改正後

- 33 ……この場合、甲に不同意わいせつ致傷罪は成立せず、不同意わいせつ罪と傷害罪が成立するにとどまる。[司R4-2= $\Re$ R4-6 $\Re$ ]
- × 甲のかかる暴行は、わいせつ行為に随伴するものといえるから、これによって生じた乙の傷害について不同意わいせつ致傷罪(181 I)が成立する(最決平 20.1.22/百選 II [第8版] [15]参照)。
- 34 甲は、不同意性交するため、殺意をもってV女に強度の暴行を加えた上で同女を性交し、同暴行により、同女を死亡させた。甲には不同意性交等致死罪のみが成立する。[予H24 -11 改]
- × 本肢のように、殺人の故意がある場合には、不同意性交等致死罪(181 II)と殺人罪(199) が成立し、両罪は観念的競合となる(最判昭 31.10.25 参照)。

## [120頁:条文]

改正前

第243条(未遂罪) ……第241条第3項<強盗・強制性交等致死>

改正後

第243条(未遂罪) ……第241条第3項<強盗・不同意性交等致死>

[129頁:問題の所在]

改正前

強制性交

改正後

不同意性交

[130頁:判例(最判昭41.4.8/百選Ⅱ[第8版][29])の事案]

改正前

強制性交

改正後

不同意性交

#### [136頁:条文]

改正前

第243条(未遂罪) ……第241条第3項<強盗・強制性交等致死>

改正後

第243条(未遂罪) ……第241条第3項<強盗・不同意性交等致死>

### [140頁:本文(条文前)、条文]

# 改正前

(本文(条文前))強盗・強制性交等・同致死罪(241)

(条文) 第243条(未遂罪) ……第241条第3項<強盗・強制性交等致死>

# 改正後

(本文(条文前))強盗・不同意性交等・同致死罪(241)

(条文) 第243条(未遂罪) ……第241条第3項<強盗・不同意性交等致死>

#### [145 頁:(3)(事後的奪取意思)]

# 改正前

② 強盗罪には、自らが惹起した相手方の反抗抑圧状態に乗じて性交等の行為に及んだ場合を処罰する準強制性交等罪(178II)のような規定が存在しない

# 改正後

削除 (② ……)

## [146 頁~147 頁:本文]

# 改正前

先行する暴行・脅迫が強制性交等の目的であった場合には、判例は、積極的に新たな暴行・ 脅迫を加えなくても強盗罪の成立を肯定する傾向にある(大判昭 19.11.24、最判昭 24.12.24、 大阪高判昭 61.10.7 など)。

: 強制性交等の犯人がその現場に滞留していること自体が、被害者の意識に反映されている限りで、被害者に対する反抗抑圧状態を継続する行為としての「脅迫」(さらに暴行を加えられるかもしれないという害悪の告知)に当たる

なお、現在では、強制性交の目的で強制性交をした後に財物奪取意思を生じた場合であって、新たな暴行・脅迫も認められるときは、強制性交等・強盗罪(241 I)が成立しうる。 改正後

先行する暴行・脅迫が不同意性交等の目的であった場合には、判例は、積極的に新たな暴行・脅迫を加えなくても強盗罪の成立を肯定する傾向にある(大判昭 19.11.24、最判昭 24.12.24、大阪高判昭 61.10.7 など)。

: 不同意性交等の犯人がその現場に滞留していること自体が、被害者の意識に反映されている限りで、被害者に対する反抗抑圧状態を継続する行為としての「脅迫」(さらに暴行を加えられるかもしれないという害悪の告知)に当たる

現在では、不同意性交等(未遂も含む)の行為をした後に財物奪取意思を生じた場合であって、同一の機会に強盗の行為が行われたときは、強盗・不同意性交等罪(241 I)の単純一罪が成立しうる。

### [147頁:判例(東京高判平20.3.19/百選Ⅱ[第8版][42])]

改正前

(事案) 甲は、強制わいせつ目的で……

(判旨)「強制わいせつの目的による……

改正後

(事案) 甲は、不同意わいせつ目的で……

(判旨)「強制わいせつ [注:不同意わいせつ] の目的による……

# [148頁:条文]

改正前

第243条(未遂罪) ……第241条第3項<強盗・強制性交等致死>

改正後

第243条(未遂罪) ……第241条第3項<強盗・不同意性交等致死>

## [154頁:条文]

改正前

第243条(未遂罪) ……第241条第3項<強盗・強制性交等致死>

改正後

第243条(未遂罪) ·····第241条第3項<強盗·不同意性交等致死>

## [162頁:条文]

改正前

第243条(未遂罪) ……第241条第3項<強盗・強制性交等致死>

改正後

第243条(未遂罪) ……第241条第3項<強盗・不同意性交等致死>

# [163頁: One Point (準強制わいせつ及び準強制性交等罪との違い)]

改正後

削除

#### [166頁:条文]

改正前

第243条(未遂罪) ……第241条第3項<強盗・強制性交等致死>

改正後

第243条(未遂罪) ……第241条第3項<強盗・不同意性交等致死>

[172 頁~175 頁: 7-4-7 (強盗・強制性交等罪・同致死罪)全体]

改正後

# 7-4-7 強盗・不同意性交等罪・同致死罪

- 一 はじめに
- 二 要件
- **三** 減軽・免除事由
- 四 罪数

# 学習の指針

強盗の罪の最後は、平成29年改正・令和5年改正を 経て設けられた強盗・不同意性交等罪及び同致死罪について学習します。短答式試験においても出題されうる重要な犯罪類型ですので、繰り返し読み込みましょう。

# 第241条 (強盗・不同意性交等及び同致死)

- I 強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者が第177条<不同意性交等>の罪若しくはその未遂罪をも犯したとき、又は同条の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盗の罪若しくはその未遂罪をも犯したときは、無期又は7年以上の懲役に処する。
- Ⅱ 前項の場合のうち、その犯した罪がいずれも未遂罪であるときは、人を死傷させた ときを除き、その刑を減軽することができる。ただし、自己の意思によりいずれかの 犯罪を中止したときは、その刑を減軽し、又は免除する。
- Ⅲ 第1項の罪に当たる行為により人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

# <u>第243条 (未遂罪)</u>

第235条から第236条まで<窃盗、不動産侵奪、強盗>、第238条から第24 0条まで<事後強盗、昏酔強盗、強盗致死傷>及び第241条第3項<強盗・不同意性 交等致死>の罪の未遂は、罰する。

#### ー はじめに

#### 1 保護法益

本罪の保護法益は、**財物・財産上の利益**及び被害者の生命・身体・自由並びに被害者の性的自由(性的行為を行うかどうか、誰を相手方として行うかを自由に意思決定すること)であるといえる。

#### 2 趣旨

本条は、同一の機会に強盗の行為と不同意性交等の行為の双方を行うことの悪質性・ 重大性に着目し、**強盗罪と不同意性交等罪を結合**させて(**結合犯**)、同一の機会になさ れた強盗の行為と不同意性交等の行為の**先後関係を問わず**、重い法定刑を科す規定で ある。

#### 二 要件

- 1 強盗・不同意性交等罪(I)
  - (1) 主体

本罪の主体は、①「強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者」、又は②「第177条

の罪若しくはその未遂罪を犯した者」である。

- ① 「強盗の罪」とは、強盗罪 (236)、事後強盗罪 (238)、昏酔強盗罪 (239) を いい、強盗予備罪 (237) は含まれない。
- ② 「第 177 の罪」は、不同意性交等罪である。なお、監護者性交等罪と強盗の罪が同一の機会に犯されることは想定し難いため、監護者性交等罪(179 Ⅱ)は明文で除外されている(241 Ⅰ かっこ書)。

#### (2) 行為

本罪は、①「強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者」が「第 177 条の罪若しくは その未遂罪をも犯したとき」、又は②「同条の罪若しくはその未遂罪を犯した者」が 「強盗の罪若しくはその未遂罪をも犯したとき」に成立する。したがって、いずれの 犯罪の要件も充足されることを要する。

→不同意性交等の行為を行った後に初めて財物奪取の意思が生じた場合には、新たな暴行・脅迫をした上で、財物を奪取しなければ本罪は成立しない。もっとも、不同意性交等罪の犯人がその現場に滞留していること自体が、被害者の意識に反映されている限りで、被害者に対する反抗抑圧状態を継続する行為としての「脅迫」(さらに暴行を加えられるかもしれないという害悪の告知)と解されるから、積極的な暴行・脅迫までは必要ではないと解される ⇒146 頁

また、本条が「……を犯した者が……をも犯したとき」と規定していることから、 強盗の行為と不同意性交等の行為は**同一の機会**に行われる必要がある。同一の機会 の意義については、強盗の機会(⇒167 頁)と同様に解される。

なお、不同意性交等罪の被害者は、強盗の罪の被害者と同一でなくてもよい。

#### (3) 故意

本罪の故意として、同一の機会に強盗の行為と不同意性交等の行為を行う認識・認 容が必要である。

## 2 強盗・不同意性交等致死罪(Ⅲ)

(1) 「第1項の罪に当たる行為により人を死亡させた」

#### (a) 意義

強盗・不同意性交等致死罪が成立するためには、強盗・不同意性交等罪(241 I)に当たる行為により人を死亡させたこと、すなわち、強盗の行為又は不同意性交等の行為のいずれかと死亡の結果との間に因果関係が認められることを要する。

本条の対象となるのは、その文言上、強盗の行為又は不同意性交等の行為により 死亡結果が発生した場合に限られる。そのため、強盗の行為又は不同意性交等の行 為ではなく「強盗・不同意性交等の機会」における行為によって人を死亡させた場 合、強盗・不同意性交等致死罪は成立せず、強盗・不同意性交等罪(241 I)と強 盗殺人罪(240 後段)の観念的競合になるにすぎないと解する見解が有力である。

#### (b) 傷害の結果のみが生じた場合

本条は、強盗・不同意性交等罪に当たる行為により人の死亡の結果が生じた場合について規定しているが、傷害の結果のみが生じた場合については規定していない。そこで、強盗・不同意性交等罪に当たる行為により**傷害の結果のみ**が生じた場合、いかなる犯罪が成立するかが問題となる。

判例(大判昭 8.6.29 参照)・通説は、強盗・不同意性交等罪のみで処断すべきとする見解を採っている。

- : ① 強盗・不同意性交等罪の法定刑が非常に重くなっているのは、被害者に負傷の結果が生じた場合でも、強盗・不同意性交等罪のみの成立を認める趣旨であると解することができ、傷害の点については量刑上不利益な情状として考慮すれば足りる
  - ② 傷害の結果が発生したが、強盗と不同意性交等のいずれも未遂に終わった場合でも、刑が減軽されることはない(241 II 参照)ので、強盗致傷罪(240前段)や不同意性交等致傷罪(181 II)よりも処断刑が軽くなることもない

#### (2) 故意

本罪の故意として、同一の機会に強盗の行為と不同意性交等の行為を行うことの認識・認容が必要である。

また、強盗・不同意性交等罪の犯人が、**殺人の故意**をもって死亡の結果を生じさせた場合にも、本罪が成立する(故意**犯包含説**)。

- ∵① 241条3項は、「死刑又は無期懲役」という極めて重い法定刑を定めており、 殺人の故意がある場合を含まないとするのは妥当でない
  - ② 241 条 3 項は、「第 1 項の罪に当たる行為により人を死亡させた」としか規 定しておらず、結果的加重犯に特有の「よって」という文言をあえて用いてい ないので、殺人の故意がある場合も含むと解すべきである

#### (3) 未遂

本罪は未遂犯(243)も処罰される。本罪の未遂は、強盗・不同意性交等罪を犯した者が殺意をもって被害者を殺そうとしたが、被害者が死亡しなかった場合に成立する。

## 三 減軽・免除事由

本罪は、「強盗の罪若しくはその未遂罪」と「第177条の罪若しくはその未遂罪」が同一の機会に行われた場合を結合犯としてその処罰の対象としていることから、強盗の行為と不同意性交等の行為のいずれもが未遂に終わったとしても、強盗・不同意性交等罪が成立する。

もっとも、241 条 2 項は、強盗の行為と不同意性交等の行為のいずれもが未遂であり、かつ、人の死傷結果が生じていない場合には、刑の任意的減軽を認めている (241 Ⅱ 本文)。 これは、法の規定の上では既遂犯であるため、通常の未遂犯 (43 本文) そのものではないものの、その行為の違法性の低さを考慮し、実質的には未遂減軽の規定を置いたものと解されている。

また、強盗の行為と不同意性交等の行為のいずれもが未遂であり、強盗の行為と不同意性交等の行為の少なくとも一方の行為について、自己の意思により中止したときは、中止犯(43 ただし書)と同様に、刑が必要的に減軽・免除される(241 II ただし書)。

#### 四 罪数

強盗・不同意性交等罪及び同致死罪は、同一の機会に強盗の行為と不同意性交等の行為

の双方を行うことの悪質性・重大性に着目し、重い法定刑を科す規定であり、被害者の性的自由を重要な保護法益の1つとすることから、本条は、被害者の数により罪数を決定すべきである。

判例(最判昭 24.8.18 参照)は、1つの強盗が行われた場所において、複数の被害者に対して不同意性交等の行為が行われた事案において、被害者の数に応じた強盗・不同意性交等罪が成立し、これらは併合罪(45)となるとしている。

## [180頁:短答式試験の過去問を解いてみよう]

改正前

18 甲は、乙を強制性交した直後、……

改正後

18 甲は、乙を不同意性交した直後、……

#### [189頁:短答式試験の過去問を解いてみよう]

# 改正前

- 57 強制性交等罪の犯人が、強制性交を行った直後に強盗の犯意を生じて、同じ被害者に対し、強盗罪の手段に当たる脅迫を加えて財物を強取した場合には、強制性交等罪と強盗罪の併合罪となる。[予R元-12]
- × 241 条 1 項は、同一の機会に強盗行為と強制性交等の双方を行うことの悪質性・重大性 に着目し、強盗罪と強制性交等罪を結合させて(結合犯)、同一の機会になされた強盗行 為と強制性交等の先後関係を問わずに、重い法定刑を科す規定である。したがって、本肢 では、強盗・強制性交等罪の単純一罪が成立する。
- 58 ……甲には、強盗・強制性交等未遂罪が成立する。[司R2-11]
- × まず、甲には強制性交等未遂罪(180・177)が成立する。次に、甲は暴行後に初めて財物奪取の意思を生じさせているが、この場合には財物奪取に向けた新たな暴行・脅迫がなければ「強盗の罪」が成立せず、強盗・強制性交等罪(241 I )も成立しない。もっとも、この場合には積極的に新たな暴行・脅迫までは必要とされない(大判昭 19.11.24)。したがって、本肢の甲には強盗・強制性交等罪が成立する。なお、強盗・強制性交等罪はいずれもが未遂に終わったとしても本罪が成立する(241 I 参照)以上、未遂罪は観念できないが、人の死傷結果が生じていない場合には、刑の任意的減軽が認められている(241 II 本文)。

# 改正後

- 57 不同意性交等罪の犯人が、不同意性交を行った直後に強盗の犯意を生じて、同じ被害者に対し、強盗罪の手段に当たる脅迫を加えて財物を強取した場合には、不同意性交等罪と強盗罪の併合罪となる。[予R元-12改]
- × 241 条 1 項は、同一の機会に強盗の行為と不同意性交等の行為の双方を行うことの悪質性・重大性に着目し、強盗罪と不同意性交等罪を結合させて(結合犯)、同一の機会になされた強盗の行為と不同意性交等の行為の先後関係を問わず、重い法定刑を科す規定である。したがって、本肢では、強盗・不同意性交等罪の単純一罪が成立する。
- 58 ……甲には、強盗・不同意性交等未遂罪が成立する。[司R2-11改]

× まず、甲には不同意性交等未遂罪(180・177)が成立する。次に、甲は暴行後に初めて財物奪取の意思を生じさせているが、この場合には財物奪取に向けた新たな暴行・脅迫がなければ「強盗の罪」が成立せず、強盗・不同意性交等罪(241 I)も成立しない。もっとも、この場合には積極的に新たな暴行・脅迫までは必要とされない(大判昭 19.11.24)。したがって、本肢の甲には強盗・不同意性交等罪が成立する。なお、強盗・不同意性交等罪はいずれもが未遂に終わったとしても本罪が成立する(241 I 参照)以上、未遂罪は観念できないが、人の死傷結果が生じていない場合には、刑の任意的減軽が認められている(241 II 本文)。

#### [392頁:一(はじめに)・1(概要)]

# 改正前

·····なお、強制わいせつ罪 (176)・強制性交等罪 (177) などは、·····

# 改正後

……なお、不同意わいせつ罪 (176)·不同意性交等罪 (177) などは、……

#### [393頁:二(公然わいせつ罪)]

# 改正前

「公然」と強制わいせつ行為(176)を行った場合、本罪と強制わいせつ罪の保護法益は異なるので、本罪と強制わいせつ罪の観念的競合となる(大判明43.11.17)。

## 改正後

公然わいせつ罪(174)が同時に不同意わいせつ罪(176)の要件を満たす場合には、両者の保護法益は異なるので、公然わいせつ罪と不同意わいせつ罪の観念的競合となる(大判明43.11.17)。

#### [395 頁:四(淫行勧誘罪)]

### 改正前

第182条(淫行勧誘)

# 改正後

第183条(淫行勧誘)

#### [401頁:短答式試験の過去問を解いてみよう]

#### 改正前

4 ……この場合、甲には、強制わいせつ罪が成立するのみならず、公然わいせつ罪も成立 する。 [司H28-8=7H28-8]

## 改正後

4 ……この場合、甲には、不同意わいせつ罪が成立するのみならず、公然わいせつ罪も成立する。[司H28-8=予H28-8改]

# [424頁:図表【逃走の罪の条文構造】]

改正前

# 【逃走の罪の条文構造】

犯罪		主体	客体	行為	既遂時期	主観的要件
被拘禁	単純逃走 罪(97)	裁判の執行に より拘禁され た既決・未決の 者		逃走		
散刊。 者の逃走 行為	加重逃走 罪(98)	<ul><li>① 裁判の執行によれた既決・未決の者</li><li>② 勾引状の執行を受けた者</li></ul>		<ol> <li>1 拘禁場・拘束のための器具の損壊</li> <li>2 暴行・脅迫</li> <li>3 2人以上通謀して、逃走</li> </ol>	拘禁から離 脱した時点	故意
	被拘禁者 奪取罪 (99)			奪取	自己又は第 三者の実力 的支配下に 置いた時点	
他被者走る行為である。	逃走援助 罪(100)	制限なし	法令により 拘禁された 者	器具を提供しそ の他逃走を容易 にすべき行為	逃走を容易 にすべき行 為又は暴行・ 脅迫を行っ た時点	故意及び法 令により拘 禁された者 を逃走させ る目的
	看守者逃 走援助罪 (101)	法令により拘禁された者を 看守し又は護 送する者		逃走させる行為	拘禁から離 脱させた時 点	故意

# 改正後

# 【逃走の罪の条文構造】

犯	罪	主体	客体	行為	既遂時期	主観的要件	未遂
被 角 禁 角 逃 行為	単純逃 走罪 (97) 加重逃 走罪 (98)	法令により拘禁された者		逃走 ① 拘禁場・拘 東の損壊 ② 暴行・脅以 ③ 2人 通謀して、逃 走	拘禁から 離脱 時点	故意	
	被拘禁 者奪取 罪 (99)			奪取	自己又は 第三者の 実力的支 配下に置 いた時点		あり (102)
他被者走る行為	逃走援 助罪 (100)	制限なし	法	器具を提供し その他逃走を 容易にすべき 行為(*)	逃走を ない という はい おいま はい おいま はい おいま はい おいま はい かい はい かい かい はい かい かい はい かい	故意及び法 令により拘 禁された者 を逃走させ る目的	
	看守者 逃走援 助罪 (101)	法令により拘禁 された者を看守 し又は護送する 者		逃走させること	拘禁から 離脱させ た時点	故意	

<sup>\*</sup> 暴行又は脅迫による場合には加重される (100  $\rm II$ )。

# [425 頁:条文]

# 改正前

第97条(逃走) 裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者が逃走したときは、1年 以下の懲役に処する。

# 改正後

第97条(逃走) 法令により拘禁された者が逃走したときは、3年以下の懲役に処する。

[425頁:一(要件)] \* 二(未遂・既遂)に変更はない

改正後

## 一 要件

## 1 「法令により拘禁された者」

「法令により拘禁された者」には、①確定判決又は勾留状の執行により刑事施設等に収容された被疑者・被告人又は刑確定者のほか、②勾留状、勾引状等の執行を受けたが、刑事施設等に収容される前の被疑者・被告人又は刑確定者、③逮捕されたが、刑事施設等に留置される前の被疑者及び留置中の被疑者、④勾引状の執行を受けた証人等も含まれる。

- →③の「逮捕」は、通常逮捕のみならず、現行犯逮捕や緊急逮捕(逮捕状の発付の前後を問わない)も含まれる
- 一方、保釈された被告人は、「法令により拘禁された者」には含まれない。

# 2 「逃走した」

「逃走した」とは、拘禁から離脱すること、すなわち**看守者の実力支配を脱すること**を意味する。

[426頁:学習の指針、条文、一(要件)] \* 二(未遂・既遂)に変更はない

改正後

#### 学習の指針

一 要件

二 未遂・既遂

加重逃走罪に関する知識も、主として短答式試験において問われます。逃走の態様が単純逃走罪とかなり

異なる上、どの時点で未遂・既遂となるのかについても問われますので、要件の違いを 意識して学習しましょう。

#### 第98条 (加重逃走)

前条に規定する者が拘禁場若しくは拘束のための器具を損壊し、暴行若しくは脅迫を し、又は2人以上通謀して、逃走したときは、3月以上5年以下の懲役に処する。

# 第102条 (未遂罪)

この章の罪の未遂は、罰する。

## 一 要件

「拘束のための器具」とは、手錠・捕縛といった器具を意味し、「損壊」は物理的な損壊を意味する(広島高判昭 31.12.25)。合鍵により開錠することは「損壊」に当たらない。

「暴行若しくは脅迫」は、看守者又はその協力者に対してなされる必要があり、それ以外の者に対してなされても本罪を構成しない。また、単なる反抗としての暴行は本罪の「暴行」には当たらず、**逃走の手段**としてなされる必要がある。

「通謀」とは、2人以上の「法令により拘禁された者」(97) がともに逃走することを 内容とする意思の連絡を意味する。そのため、上記に該当する複数人が1人だけを逃走さ せる意図で意思の連絡をした場合、逃走した者に単純逃走罪(97)が成立し、通謀者に逃 走援助罪(100 I) が成立するものの、本罪は成立しない。また、刑務所に面会に来た者のように、「法令により拘禁された者」(97) に当たらない者との通謀により逃走した場合も、本罪は成立しない。

# [427頁:4-4 (被拘禁者奪取罪)の本文] \* 条文に変更はない

# 改正前

「法令により拘禁された者」とは、これまでの罪で主体として挙げられたものよりもさらに広い。各種逃走の罪の主体とはならないが本罪の客体となる者の具体例としては、①現行犯逮捕された者・緊急逮捕された者、②少年院又は少年鑑別所に収容中の少年などが挙げられる。ここにいう「拘禁」には、逮捕されて連行途中といった一時的な身体の自由の拘束も含まれる。

「奪取」とは、被拘禁者を看守者の実力的支配から離脱させ、自己又は第三者の実力的支配下に移すことをいう。……

# 改正後

削除(「法令により拘禁された者」とは、……)

「奪取」とは、法令により拘禁された者を看守者の実力的支配から離脱させ、自己又は第 三者の実力的支配下に移すことをいう。……

#### [428頁:図表【被拘禁者の意義】]

# 改正前

# 【被拘禁者の意義】

VIVIAN II ANDASA							
<u>+</u>	法令に						
主 体		勾引状の執行を受けた者					
· 客 体	裁判の執行により拘禁された既決・未決	+裁判の執行により拘禁さ					
14	の者	れた既決・未決の者					
	[既決の者]	① 勾引された証人	① 現行犯逮捕され				
	① 自由刑の執行として拘禁されてい	② 逮捕状によって逮捕さ	た者・緊急逮捕され				
	る者	れた被疑者	た者				
	② 死刑の執行に至るまで拘禁されて	③ 収監状・勾留状の執行を	② 少年院又は少年				
В	いる者	受けたが収監されていな	鑑別所に収容中の				
具 体 例	③ 罰金を完納できないため労役場に	い者	少年など				
ניפר	留置されている者						
	[未決の者]						
	① 被疑者・被告人として勾留状により						
	拘禁されている者						
	② 鑑定留置を受けている者						
	単純逃走罪(97)						
犯罪	加重逃走罪(9						
	被拘禁者奪取罪(99)、逃走打	功罪(101)					

# 改正後

削除

# [付録:論点一覧表]

# 改正前

- 19 強制わいせつ等致死傷罪における「よって人を死傷させた」の意義
- 20 強制わいせつ等致死傷罪の死傷結果について故意がある場合
- 61 強盗・強制性交等罪に当たる行為により傷害の結果のみが生じた場合

# 改正後

- 19 不同意わいせつ等致死傷罪における「よって人を死傷させた」の意義
- 20 不同意わいせつ等致死傷罪の死傷結果について故意がある場合
- 61 強盗・不同意性交等罪に当たる行為により傷害の結果のみが生じた場合